

おり、判例もないことから最高裁での判断が問われているところでございます。

先程も申し上げましたが、認知症は介護状態が複雑で家族形態によつてもその様様は様々なくえ、民事上の責任や夫婦間の財源の問題、司法の判断、被害者がJR東海のように企業ではなく個人の場合もありますし、列車と車のように事故の対象が異なる場合も、また民間の保険制度との関係、つまり公費での賠償補償制度がなじむもののかどうか等々、判断には高度で、かつ専門的な知識が必要とされることから、一自治体で制度設計に取り組むには非常に難しいと考えざるを得ません。超高齢社会を支える介護のキーワードは「介護の社会化」であると言われています。「住み慣れた地域で暮らす」という理念のもと、町では具体的には先程の加藤議員に対する課長答弁にもありましたように、地域包括ケア推進のための整備を積極的に進めていかなければならぬと考えております。

終わりに、なにがしかの保険ということであれば、個人的に近な家族のみに責任を問うことではなく、多くの国民がより安心感を実感できる社会保障の体

制づくりという事がねらいであれば、現行の介護保険制度に合致するものではないでしょうか。介護保険制度もいろんな社会的要因により改正がなされております。鉄道会社の徘徊事故防止策の徹底と併せ、国の制度ですので国を取り組みに期待をして答弁といたします。

**問** 説明をいただきたい。  
**(村瀬参考)**

この制度設計に取り組むことは、一自治体では難しいとお話しさせていただきました。その理由の一つに、民事上の責任を上げさせていただきました。これは、制度そのものが、公費で補償するという制度が、事故の対応としてなじむのかどうかということです。民事上の責任は、加害者が被害者に対して法的責任、賠償責任を負うということです。例えば、交通事故でとすると、加害者は刑事责任、行政上の責任、民事責任を負うことになります。加害者は、民事責任により、損害賠償を被災者に支払う義務が発生してきます。この場合、加害者に不法行為があつたということで、請求されますので、公費での補償制度がなじむのかどうかということです。

車の事故の場合、車の過失責任が大きく、仮にそれが不法行為によるものだとしたら、補償

もう少し詳しく具体的に説明をいただきたい。  
**(村瀬参考)**

この制度設計に取り組むことは、一自治体では難しいとお話しさせていただきました。その理由の一つに、民事上の責任を上げさせていただきました。これは、制度そのものが、公費で補償するという制度が、事故の対応としてなじむのかどうかということです。民事上の責任は、加害者が被害者に対して法的責任、賠償責任を負うということです。例えば、交通事故でとすると、加害者は刑事责任、行政上の責任、民事責任を負うことになります。加害者は、民事責任により、損害賠償を被災者に支払う義務が発生してきます。この場合、加害者に不法行為があつたということで、請求されますので、公費での補償制度がなじむのかどうかということです。

**問**

**(村瀬参考)**

新聞で、高山市で徘徊者にGPSの端末を付け、その場所を特定するという記事があつた。この認知症が原因で、徘徊で行方が分からなくなつたとして、昨年一年間に、警察に届出があつた不明者は1万人を超えた。岐阜県内では280人あつた。年々その数は増え、前年より700名以上増加している。

この場合には、発見された自治体で保護しなければならないのか。当町の場合は、保護者の受け入れ態勢はどうになつてゐるか。他の機関との関係はどうになつてゐるかお尋ねする。

町内で認知症の徘徊者が発見されたときの対応は、一般的には、介護保険制度での運用が協議を継続的に開いていきます。ケーズ会議では、必要に応じ、民生委員や社会福祉協議会に協力をお願いすることもあります。

身元を確認する手段で効果的なのは、防災行政無線による情報提供の呼びかけ、警察による照会にならうかと思ひます。そのためには、ご家族が早急に警

察、役場への通報そして相談をしていただくことが必要になります。

こうした経緯を経て、関係者が見つかれば引き渡しとなり、これまでの資産状況により、これまでの本人にかかる経費について精算が行われます。

身元が判明しない場合は、今後の生活の場を確保するため、救護施設への入所など、ケース会議で検討を続けていくことがあります。

役場では、この間に、健康新聞で保健師等も交え、ケーズ会議を継続的に開いていきます。

ケーズ会議では、必要に応じ、民生委員や社会福祉協議会に協力をお願いすることもあります。

身元を確認する手段で効果的なのは、防災行政無線による情報提供の呼びかけ、警察による照会にならうかと思ひます。そのためには、ご家族が早急に警

**答**

**(堀部教育長)**

昨年の11月に文部科学省は、「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を発表し、その中で、市町村教育委員会の判断で、学校別の結果を公表できることとしました。

**問**

**(堀部教育長)**

成績の公表はされないと言ふ話を聞いたが、その理由をお聞かせ願いたい。

**Q1 全国統一テストについて**

**黒岩千泰議員**

全国統一テストについて、成績の公表はされないと言ふ話を聞いたが、その理由をお聞かせ願いたい。

**答**

察、役場への通報そして相談をしていただくことが必要になります。

こうした経緯を経て、関係者が見つかれば引き渡しとなり、これまでの資産状況により、これまでの本人にかかる経費について精算が行われます。

身元が判明しない場合は、今後の生活の場を確保するため、救護施設への入所など、ケース会議で検討を続けていくことがあります。